

足立区放課後子ども総合プラン

1 趣旨・目的

文部科学省と厚生労働省は平成26年7月に、共働き家庭等の「小1の壁」(※1)を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型(※2)を中心とした放課後児童健全育成事業(足立区では「学童保育」という。)及び地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業(足立区では「あだち放課後子ども教室」という。)の計画的な整備を進めることとし、各地方自治体に「放課後子ども総合プラン」についての通知を出した。次いで平成26年11月に次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針が告示された。

これを受けて、平成31年度までの学童保育室と放課後子ども教室の整備計画について、一体型を中心とした放課後子ども教室と学童保育室の設置目標などについて具体的な方策を示した、足立区放課後子ども総合プランを下記のとおり定める。なお本計画は平成28年度以降は次世代育成支援対策推進法に基づく計画(子ども・子育て支援事業計画に含む)の中に位置付ける。

※1 小1の壁：子どもが小学校に入学するにあたり、学童保育に希望どおり入室できなかったり、保育時間が保育園よりも短いために、働き方を見直さなければならない問題。

※2 一体型：学童保育とあだち放課後子ども教室の児童が、同一の小学校内(隣接含む)等において、両方の児童が放課後子ども教室の実施する体験プログラムに共に参加できるよう連携がとられること。

2 整備計画(計画期間 平成27年度～31年度)

(1) 学童保育の目標事業量

① 平成26年度までの足立区内の学童保育室の状況(平成26年4月1日現在)

	保育室数	利用定員	入室者数
学童保育室	106室	4,210人	3,851人

② 学童保育室におけるニーズ量の見込みと確保方策に関する基本的な考え方

ア 現状

現状は、小学校2年生までの児童については、申請者のほとんどが入室できている。また、一日子どもだけで過ごすことになる夏休みが終わると3年生以上の退室児童が増えるなど、児童の成長などにより学年が上がるにつれて申請数が減少している。

イ 整備方針

- 学童保育の利用対象は小学校1～6年生とするが、学童保育の必要性が高い4年生までのニーズ量を学童保育での確保目標とする。
- 5・6年生は学習塾や習い事などに通う児童が多く、学童保育よりも自由度の高い児童館がニーズに即していると考え、児童館機能の強化を図る。
- 学童保育室を新規に整備する際には、児童の安全確保や放課後子ども教室との連携などの面において望ましいため、小学校内への整備を検討する。

③ 量の見込みと確保方策の整備計画（平成27年度～31年度）

【単位：人】

区全域		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (※3)	低学年	4,213	4,254	4,266	4,254	4,232
	高学年	1,651	1,640	1,637	1,685	1,702
	合計 A	5,864	5,894	5,903	5,939	5,934
確保方策	年度中整備	①年度当初定員	4,210	4,465	4,625	4,705
		②定数見直し・増室	255	160	0	0
		合計 (①+②)	4,465	4,625	4,625	4,705
	その他	③定数弾力化運用(※4)	325	333	333	341
		児童館特例利用(※5)				
		④5・6年	707	640	645	672
		⑤1～4年	381	297	312	271

※確保方策の数値は、入室申請状況や人口推計等により見直す。

※3 量の見込み：平成25年12月実施のニーズ調査結果をもとに算定した。

※4 定数弾力化運用：定員の1割増までは受け入れる運用。

※5 児童館特例利用：小学校から一旦帰宅せずに直接児童館を利用できる登録制度。

ア 学童保育ニーズの補完策として、土曜日や夏休みなど学校休業日の児童館開館時間について見直しを図り、平成27年度より午前9時開館とした。

イ 保護者が児童の居場所を確認できるように、学童保育需要の多い地域などの児童館に入退館管理システムの整備を行う。

(2) あだち放課後子ども教室の目標事業量

平成22年度に全校での実施となり、その後も開催日数及び参加児童数が着実に増加している。今後は全校全学年実施を目指すとともに、体験プログラム(※6)の充実を目指す。

① 平成26年度までの放課後子ども教室実施状況（平成26年度末現在）

区分 年度	全学年実 施校数	開催日数 (1校当り)	登録児童 数(人)	在籍児童 数(人)	参加児童 数(人)	週5日開 催校数	図書室開 催校数
22	41校	105日	19,785	32,343	410,673	24校	22校
23	43校	130日	21,035	31,902	492,536	28校	66校
24	44校	148日	22,835	31,462	590,073	48校	69校
25	48校	165日	24,203	31,264	630,015	68校	70校
26	51校	171日	25,150	31,145	700,063	69校	70校

《参考》 平成22年度：全校での実施達成

平成26年度：週5日開催(98%達成)

※6 体験プログラム：放課後子ども教室において自由遊び・学習のほか、意図的・計画的に宿題や読書などの学習活動、工作や将棋などの文化活動、サッカーなどのスポーツ活動を取り入れ、活動を支援するもの。(4)③で後述する。

② 学年及び開催日拡大目標値（各年度末の見込み数／26年度は実績数）

年 度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30・31 年度
学校数	70 校	69 校	69 校	69 校	
全学年 実施校数	51 校	55 校	60 校	63 校	施設ごとの環境整備に 合わせ全校実施を目指す。
平均開催日数	171 日	171 日	173 日	175 日	

《参考》平成 26 年度末現在：1 年生～3 年生未実施 1 校

1 年生～2 年生未実施 9 校

1 年生未実施 9 校

(3) 一体型の学童保育及びあだち放課後子ども教室の目標事業量

国は、平成 31 年度までに、全小学校（約 2 万か所）で一体的又は連携して実施し、うち 1 万か所以上を一体型での実施を目指すこととしている。これにあわせ、区の目標事業量についての考え方は次のとおりとする。

- ① 小学校の大規模改修や統合時に小学校内への学童保育室の設置を促進し、全校のうち約半数（平成 26 年度末現在 70 校中 30 校）での設置を目指す。
- ② 小学校内に学童保育室のある全小学校において両事業の一体型での実施を目指す。
- ③ 住区センター内学童保育室など小学校外の学童保育室も、可能な範囲で連携型（※7）の放課後子ども総合プランの実施を検討していく。

※7 連携型：学童保育が小学校外の場所にあるが、放課後子ども教室が実施する体験プログラムに、学童保育室の児童が参加できるもの。

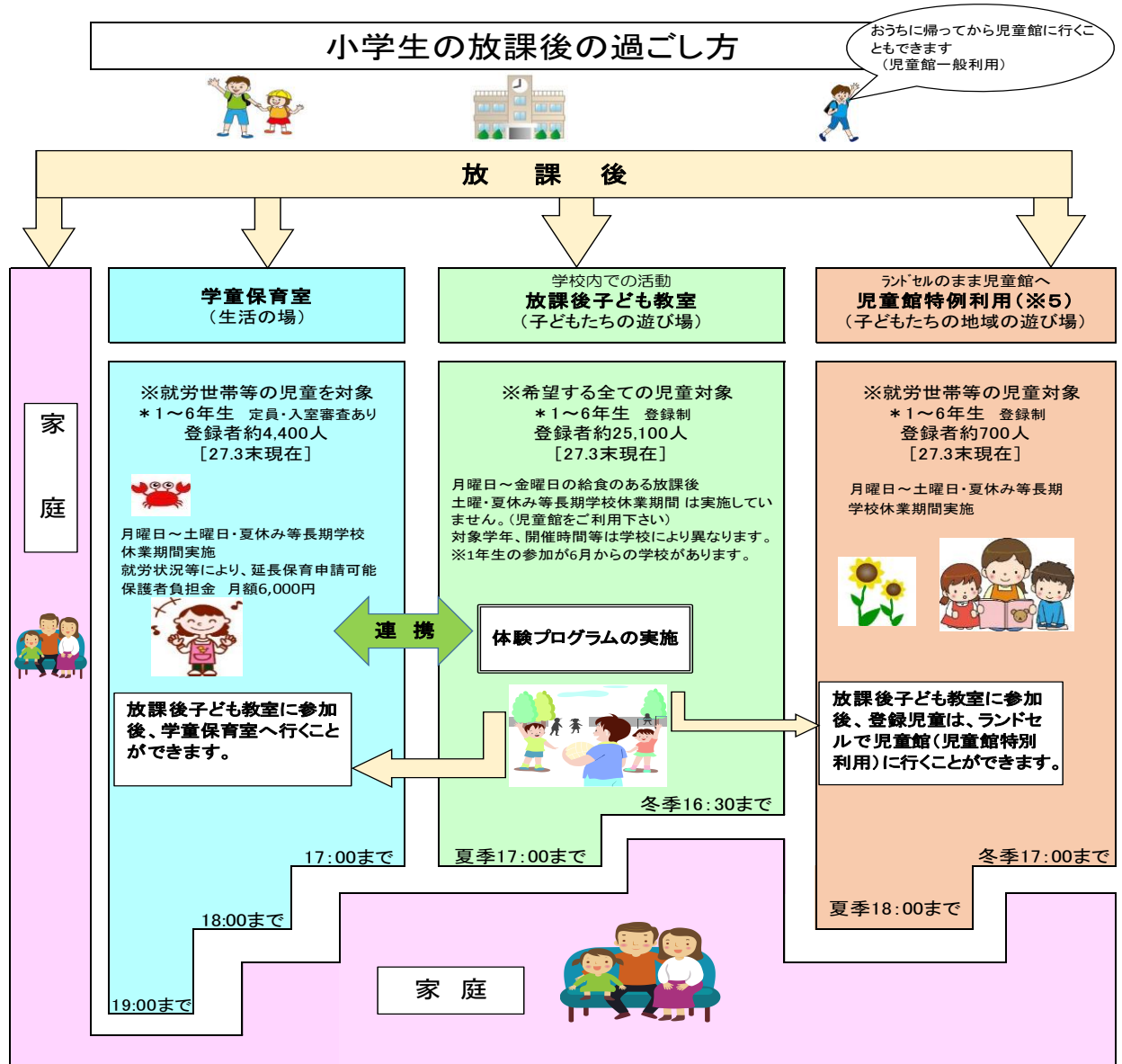
(4) 一体型の学童保育及びあだち放課後子ども教室の目標事業量を達成するための具体的方策

- ① 児童の参加・利用および周知について
 - ア 学童保育室の児童があだち放課後子ども教室に参加できるものとして受け入れ態勢を整えとともに、保護者向け利用案内等により周知する。
- ② 情報連絡会等について
 - ア 両事業の担当課および公益財団法人足立区生涯学習振興公社の職員は、定期的に連絡会を開催し、必要な情報の共有、協議等を行う。
 - イ あだち放課後子ども教室のスタッフ・学校関係者・学童保育室従事者は定期的に会議に出席し、情報共有や意見交換等を行う。
- ③ 体験プログラムの充実について
 - ア 放課後子ども教室の中で体験プログラムを実施することで、「家庭学習の補完と学習習慣の定着（学習活動）」「興味関心・意欲の醸成、体力の向上（文化・スポーツ活動）」「規範意識やコミュニケーション能力の向上（交流）」などが期待できる。
 - イ 各校の放課後子ども教室において、実行委員会等の地域住民の協力、足立区生涯学習振興公社による人材育成事業、企業・NPOとの連携、ボランティアセンターやあだち皆援隊等の人材の活用等により、全校における体験プログラムの導入とさらなる充実を目指す。

(5) 学童保育の開所時間の延長について

特別延長保育ニーズの高い地域で25か所程度整備することを目指す（平成26年度末現在21か所）。なお、実施場所については、特別延長保育の需要数など地域状況を分析しながら検討していく。

※足立区児童の放課後の居場所イメージ



※夏休み等の長期学校休業日、土曜日の「放課後子ども教室」を実施していない日は、児童館などの既存施設の利用を促し、児童の多様な居場所を確保する。

※5(再掲) 児童館特例利用: 小学校から一旦帰宅せずに直接児童館を利用できる登録制度。

足立区放課後子ども総合プラン

平成28年3月策定

編集・発行

足立区教育委員会学校教育政策課

東京都足立区中央本町一丁目17番1号

電話 03-3880-5962 FAX 03-3880-5641

メール k-seisaku@city.adachi.tokyo.jp